

## 政令番号350 ペルメトリン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成25年度）

(E+nは  $\times 10^n$ 、例えばE+3は  $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県	1.0E-1			0.1		3.1E+1	31.0	31.1
8	茨城県						1.5E+1	15.0	15.0
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県						2.6E+2	260.0	260.0
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県						2.8E+0	2.8	2.8
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県								
24	三重県								
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府						1.8E+0	1.8	1.8
28	兵庫県	9.0E-1			0.9	7.0E-1	4.0E+3	4,030.7	4,031.6
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県						4.6E+1	46.0	46.0
35	山口県						1.8E+1	18.0	18.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		1.0E+0			1.0	7.0E-1	4.4E+3	4,405.3	4,406.3

注1) 農業は使用先別使用量として別表に示す。